記者発表資料

平成２７年7月２８日
山形河川国道事務所

一般国道112号の全面通行止めについて

一般国道112号山形市城北町一丁目地内において、横断歩道橋撤去工事のため、全面通行止め規制を実施します。
全面通行止め中は、（市）霞城公園東幹線、県道１８号及び（市）下条城西線への迂回をお願いいたします。
なお、作業期間中は現地誘導員の案内に従ってご通行されるようお願いします。

１．全面通行止め箇所（下図のとおり）



２．規制

自：平成27年7月31日（金）　23:30から
至：平成27年8月　1日（土）　1:30まで

３．迂回路

（市）霞城公園東幹線、県道18号、（市）下条城西線を迂回してください。

<<発表記者会：山形県政記者クラブ>>

国土交通省

【問い合わせ先】
山形河川国道事務所　交通対策課　建設監督官　福士（ふくし）　勝仁（かつひと）
電話：023-688-8946